



名簿作成の留意点

- ◎名簿を作るときは、利用目的と集める情報を検討しましょう
- ◎個人情報はその利用目的を説明して直接本人から集めましょう
- ◎集める情報は必要最小限にとどめましょう
- ◎集めた個人情報の管理方法をあらかじめ決めておきましょう

娘：お父さん、私、自治会の体育部役員だから、体育行事の参加者名簿を作つて提出するなんだけどこれつて個人情報だよね。

父：そうだね。昨日受けた個人情報保護の出前講座でこんな説明があつたから、これを参考にするといいよ。

名簿作りで気をつけること知っていますか？

娘：なるほど、気をつけることがいろいろあるんだね。参加者との連絡調整やスポーツ保険加入のために名前と電話番号と生年月日が必要なので、その目的を本人に説明して名簿作りをしたらいいんだね。

**シリーズ229
高めよう！
人権意識
心のかけ橋**

問 人権・生涯学習課
(☎928-1006)

その他のアドバイス

- ◎情報保護の考え方を決めておきましょう
- ◎情報保護の場所を決めておきましょう
- ◎名簿を配布するときは関係者以外に名簿を見せたり、渡したりしないようなど、利用目的以外で使わないように伝えましょう

父：それから、名簿は体育部本部で適正に管理して、体育行事以外の目的には使わないということを決めておくといいだろうね。

娘：ありがとう。次の役員会でみんなと一緒に検討してみるね。



自治会（町内会）も改正個人情報保護法が適用

これまで5,000人を超える個人情報の取扱事業者が個人情報保護法の適用対象でした。しかし、昨年5月30日に法律が全面施行され、個人情報を取り扱う全ての事業者や自治会（町内会）などの団体についても同様のルールが義務付けられることになり、これまで以上に注意が必要となります。

個人情報の取り扱いについて

個人情報の保護は大切ですが、必要以上の保護は地域のつながりを弱くし、地域の活動や災害時の助け合いなどが難しくなります。個人情報は適切な管理を行い、有効に活用することが大切です。

市では、個人情報保護の考え方についての出前講座を実施しています。個人情報について何か困ったことがあれば、気軽に相談してください。

問 情報管理課 (☎928-1138)

人権は 差別をなくす 合言葉